

第三回委員会資料

第二回委員会の議論のポイント

1 ホームレス対策の現状認識について

ホームレス対策は、ホームレス状態に陥る寸前、なった後、施設入所・居宅生活など、様々な場面場面、長いステージの中の支援策の整理が十分行われていないまま、現在に至っている。

現在の相談者の状況から見ると、「若くて、就労問題と同時に社会関係の再構築に住宅支援が必要なタイプ」「60歳を過ぎようとしている者」「その真ん中にある40歳後半から50歳ぐらいの者」に整理して考える必要がある。

就労中心の施策であるのに、なぜか福祉事務所が受け持っている。その結果、福祉中心の支援者と就労中心の支援者が混在し、分類も十分ではなく対応が図れなくなっている。

大規模集中型施設、地域の小規模施設、一時保護機能施設、民間宿泊所等の居住環境問題など、何が不足しているのか、また、それぞれのステージにあった整理が必要である。

行政の縦割りの弊害がある。また、国・都・区・民間団体との連携のあり方など、会議体も含め再構築する必要がある。

拠点相談や巡回相談、宿泊所や小規模な借り上げ住宅、自立支援システムなど、ハード・ソフト両面をマッチングさせる必要がある。

福祉行政にホームレス対策、特に就労を中心とした対策が集中しすぎている。

限りある資源を有効に使うためにも、入り口の部分を整理する必要がある。初期段階での就労中心型で行くべき事柄であるのに、ホームレス対策と緊急雇用対策がリンクしていない実態がある。

アセスメントのあり方を整理する必要がある。様々な資源に結び付けるにしても、どこで、どのように、誰が、といったように整理が必要である。

拠点相談や巡回相談、自立支援システムなどを再整備し、NPO などとの協働に結びつける必要がある。

具体的な施策と役割分担

1 推進計画の基本的な考え方

これまでの 2 回の委員会の議論と具体的な施策提言をもとに、現推進計画に示されている基本方針や施策のあり方に加え、これからのホームレス対策の基本的な考え方を整理する。

- (1) 長期化・高齢化したホームレスに加え、路上生活が短期・未経験の者が混在している現状から、グループ別に整理しそれぞれに相応しい施策の展開を図る。
- (2) 福祉事務所での相談・拠点相談・巡回相談などのあり方と、アセスメント機能の整理を行う。
- (3) 自立支援システムや民間宿泊所等、限られた資源の有効活用を図るために、資源のネットワーク化やアフターフォローの体制を強化する。
- (4) NPO 等の民間支援団体との連携をより一層強め、地域の資源を活かした実験的な施策を推進する。
- (5) 福祉・就労・住宅支援等のあり方を示し、国・東京都の施策に対する提言を行う。
- (6) 国・都・区や就労・住宅部門と民間支援団体との連携を強化するため総合的・部門別の会議体を設置する。

2 ホームレスのグループ別の整理と必要な施策の柱

長期化・高齢化したホームレス

概ね 60 歳代を中心としたホームレスには、生活保護の適用や緊急一時宿泊事業などにより保護を適用している。しかし、集団生活や人的な繋がりを拒む者、中には精神的な障害により福祉サービスを拒否する者が多い。

更に、生活保護や自立支援システムを繰り返し利用するものの、自己都合による退所などにより保護の廃止にいたっている。

- ・福祉事務所・拠点相談・巡回相談等の相談機能
- ・適切なアセスメント
- ・緊急一時宿泊施設の確保
- ・民間宿泊所・厚生施設等の施設の活用
- ・地域での生活を支援する住宅の確保
- ・保健・医療等関係機関との連携
- ・生活保護制度の適用

概ね 50 歳代以下で路上生活未経験または短期な者で、何らかの就労阻害要因があり短期での就労が困難な者

最近の相談者で急増している層である。傷病あるいは過去の職歴、人的繋がりがき薄なことなどから継続就労が困難であり、中には、就労意欲に欠ける者も多く見受けられる。

- ・福祉事務所・拠点相談・巡回相談等の相談機能
- ・適切なアセスメント
- ・緊急一時保護センター・自立支援センター・自立支援住宅等、自立支援システムの活用
- ・厚生施設(就労特化型)の活用
- ・地域での生活を支援するアフターフォロー体制の整備
- ・生活保護制度の適用

概ね 50 歳以下で路上生活未経験または短期な者で、短期での就労が可能と思われる者(住居喪失不安定就労者)

最近の相談者で急増している層である。派遣切れ等により解雇された者で、所持金もなくその日その週の暮らしに困窮しているが、就労意欲もあり住居の確保など短期的集中的な支援が必要な者である。

- ・就労・住宅相談機能との連携
- ・国のセカンドセーフティネット等の活用
- ・都「T O K Y O チャレンジネット」の活用
- ・区就労支援部門との連携強化

3 具体的な施策と役割分担

ここでは、個別具体的な施策と役割分担を整理するものであるが、各施策の対象者や支援者に対するそれぞれの支援段階での施策展開などを整理し総合化を図るものである。

(1) 相談機能の強化

拠点相談事業（都区共同・新宿区）

新宿区の拠点相談事業（とまりぎ）は、その内容・規模を精査し引き続き実施します。合わせて、民間団体が実施する「地域の中の相談所」に対する支援を都区共同事業として実施するよう提言する。

巡回相談事業（都区共同）

各ブロックごとの巡回相談事業は引き続き実施しますが、休日・夜間の対応や処遇困難なホームレスに対応するため、保健・医療部門との連携を進め体制の強化に努めます。また、巡回相談機能を併せ持った拠点相談所の整備について提言する。

「仮称巡回相談一時宿泊支援事業」(新宿区・民間団体：新規)

地域の実情を把握している民間団体がおこなう巡回相談機能に、一時宿泊事業を加えた「仮称巡回相談一時宿泊支援事業」への支援を実施する。

就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化(都区共同・新宿区)

新宿区の就労支援機関、キャリアアップハローワーク・T O K Y O チャレンジネット、民間団体などの機関との連携をより一層強化し、対象者に対する適切な支援に結び付ける。

合わせて、「T O K Y O チャレンジネット」は、新宿区 1 箇所の相談体制ではなく、複数の相談所の開設を東京都に要望する。

(2) アセスメント機能の強化

アセスメントシステムの構築(新宿区：新規)

様々なケースをふさわしい資源に結び付けるために、特別区人事厚生事務組合「バックアップセンター」や民間団体との連携により、アセスメント手法やアセスメント項目を共通化し、より適切なアセスメントシステムの構築に努める。

(3) 施設等の確保

給食宿泊場所の確保(新宿区：拡充)

民間宿泊所を活用した給食宿泊場所の年間借り上げベットを拡充する。

緊急一時宿泊事業(都区共同)

国のホームレス対策の拡充事業をうけ、「居所を失い、おそれのある者」に対し、国のセカンドセーフティネットなどの他施策を活用する条件整備(住民登録・口座の開設等)を支援するため、緊急一時宿泊事業を実施する。

緊急一時保護事業(特別区人事厚生事務組合)

巡回相談や拠点相談等における処遇困難な者に対し、厚生関係施設を活用した緊急一時保護事業の実施を提言する。

生活支援付き住宅(施設)援助事業(国・東京都・新宿区：新規)

民間団体に委託実施している「宿泊所等入所者相談援助事業」をモデルに、地域の資源を活かした生活支援付き住宅(施設)援助事業を実施する民間団体に対する支援を、国・東京都の助成制度を活用しながら推進する。

自立支援ホーム(新宿区)

民間団体に委託実施している「自立支援ホーム」を引き続き実施する。

民間宿泊所等の居住環境の整備（東京都）

居住環境が好ましくない民間宿泊所等に対し、居住環境の整備指導を強化するよう東京都に要望する。

(4) ネットワークづくり

広域的な関係機関協議会の設置(国・東京都)

福祉・就労・住宅といった関係機関を中心に、国・都県を含めた広域的な協議会の設置を提言する。

地域別連絡会議の設置(新宿区)

東京 23 区のブロック別や区の関係機関・民間団体等との連絡会議を設置する。

福祉事務所職員の研修（特別区人事厚生事務組合）

特別区の福祉事務所職員のホームレス対策に対する理解と共通認識を図るために研修等の実施を提言する。

ホームレス対策ハンドブックの作成(新宿区：新規)

広く関係機関への周知とホームレス対策への理解を深めるために、「ホームレス対策ハンドブック」を作成する。

(5) 就労・住宅・生活支援等

就労支援（国・東京都）

就労支援は国・東京都がその役割を担うのが基本である。「東京ジョブステーション」「T O K Y O チャレンジネット」「キャリアアップハローワーク」「民間団体」などとの連携を図り、職業能力の開発も含めより有効な支援の推進を強く要望する。

住宅支援(国・東京都)

住宅確保支援は国・東京都がその役割を担うのが基本である。公営住宅等の入居斡旋、低家賃住宅の確保など、特別区共通の資源ストックの整備を強く要望する。

生活指導支援（都区共同）

福祉事務所における生活指導のほか、自立支援システムによるアフターフォローの体制の充実に努める。

(6) 新宿区のその他の事業

既存事業の継続

「食料の提供」「シャワーの提供」「日用品等の支給」「保健所との現地結核検診相談会」等は、引き続き実施する。

区民への啓発

ホームレス対策の周知や各種地域会議への参加、ホームレス問題に関するシンポジウム開催への支援など、引き続きホームレス問題に対する普及啓発に努める。

公共施設の適正管理

公園・道路・図書館等の公共施設については、巡回相談を活用をはじめ施設管理者等との連携を深め、引き続き適正管理に努める。

(7) 国・東京都の動き

国のホームレス対策事業

東京都のホームレス対策

別途整理する・・・・・・・・・・(次頁へ)

(7) 国・東京都の動き

国のホームレス対策事業（平成 21 年度）

< ホームレス総合相談推進事業 >

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行います。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施します。

< ホームレス自立支援事業 >

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を実施します。

< ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） >

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供します。

< ホームレス能力活用推進事業 >

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を実施します。

< ホームレス衛生改善事業 >

劣悪な衛生環境におかれているホームレスの実態に鑑み、入浴等のサービスを提供することにより、衛生状態を改善し、併せて生活面や健康面等の相談を行い、必要な施策につなげます。

< ホームレス保健サービス支援事業 >

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を実施します。

< 自立の支援等に関する就労支援ナビゲーター等の配置（旧称：自立支援事業職業相談員の配置） >

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に、主任就労支援ナビゲーター及び就労支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対しきめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を実施します。

< 自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置 >

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就業開拓推進員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行います。また、事業主に対する啓発活動を実施します。

< 日雇労働者等技能講習事業 >

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就業機会の確保を図ります。

< ホームレス等試行雇用事業 >

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげます。

< ホームレス等就業支援事業 >

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施します。